

入札心得

(趣旨)

第1条 全国水産加工業協同組合連合会（以下「全水加工連」という。）の所掌する契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が知り、かつ遵守しなければならない事項は、法令に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

(入札等)

第2条 入札者は、入札公告、仕様書等を熟読のうえ入札しなければならない。

2 入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3 入札者は、入札後、第1項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

4 入札を行う場合は、入札書（様式3）を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、入札公告に示した提出期限までに提出しなければならない。

5 入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（様式4）を持参させなければならない。

6 入札参加者は、入札書を一旦入札した後は、開札の前後を問わずその引き換え、変更又は取り消しをすることができない。

7 入札参加者は、代理人によって入札する場合には、その入札前に代理人の資格を示す委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には代理人の表示をしなければならない。

(入札保証金及び契約保証金)

第2条 入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

(入札の方法)

第3条 入札者は、紙により入札書を提出しなければならない。

(代理人の制限)

第4条 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。

2 入札者は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号、以下「予決令」という。）第71条第1項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することができない期間は入札代理人とすることができない。

(入札の取りやめ等)

第5条 入札参加者が連合又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第6条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

一 競争に参加する資格を有しない者による入札

- 二 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
- 三 委任状を持参しない又は電子調達システムで定める委任手続を終了していない代理人による入札
- 四 紙による入札において記名を欠く入札
- 五 金額を訂正した入札
- 六 誤字、脱字等により意思表示が不明確である入札
- 七 明らかに連合によると認められる入札
- 八 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- 九 提案書等が契約担当官等の審査の結果採用されなかった入札
- 十 入札書の提出期限までに到着しない入札
- 十一 暴力団排除に関する誓約事項（別記）について、虚偽が認められた入札
- 十二 その他入札に関する条件に違反した入札

（開札）

第7条 開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（落札者の決定）

第8条 有効な入札を行った者のうち、入札金額が予定価格の制限の範囲内で、入札公告に添付の評価手順書に記載された方法で評価し、計算し得た総合評価点が最も高かった者を落札者とする。

2 低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3 前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

（再度入札）

第9条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

（同総合評価点の入札者が2者以上ある場合の落札者の決定）

第10条 落札となるべき同総合評価点の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第11条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札

者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 10 日以内（期間終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に全水加工連の契約担当者に提出しなければならない。ただし、契約担当官等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札書等に使用する言語及び通貨）

第 12 条 入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第 13 条 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

（異議の申立）

第 14 条 入札をした者は、入札後この心得、入札の公告、仕様書、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（入札情報の公表）

第 15 条 入札者は、入札結果（落札者を含め入札者全員の氏名（法人の場合はその名称又は商号）等）について、全水加工連ホームページ等で公表される場合があることに同意するものとする。

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき